

## 【C-NEX】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
第 1 条（本約款の趣旨）	2. 外国為替証拠金取引とは、事前取引金額の一部を証拠金として預託した上で差金決済による外国為替の売買を行う店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 22 項に該当する取引で、売買の目的となっている通貨の売戻し又は買戻し等をしたときは差金の授受によって決済することができる取引）をいいます。	2. 外国為替証拠金取引とは、事前取引金額の一部を証拠金として預託した上で差金決済による外国為替の売買を行う店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 22 項第 1 号に該当する取引で、売買の目的となっている通貨の売戻し又は買戻し等をしたときは差金の授受によって決済することができる取引）をいいます。